

県民意見公募の状況について

沖縄県県民意見公募実施要綱に基づき、以下のとおり、意見を公募した。

- 1 意見公募の対象
沖縄県環境影響評価条例の改正の骨子案
- 2 意見の募集期間
平成 23 年 8 月 1 日～平成 23 年 8 月 31 日
- 3 意見の数
意見書数：11 通（内訳：個人 9 通、自然保護団体 1 通、民間企業関係：1 通）
意見数：68 件
- 4 県民等から提出された意見の概要
表 1 のとおり

表 1 県民等意見の概要及び県の見解

No	骨子案の項目	意見の概要	見 解
1	1 対象事業の追加	<p>○対象事業の追加について (同様の趣旨の意見を含め合計 2 件)</p> <p>①沖縄県環境影響評価条例(以下「条例」という。)においては、国の環境影響評価法(以下「法」という。)の改正をそのまま当てはめるのではなく、沖縄県独自の環境を保全する観点から、対象事業となるべきものの漏れがないように対策を講じるべきである。</p> <p>②対象事業の見直しを行い、沖縄の環境保全に資するように条例の改正を目指すべきである。</p>	<p>今回の沖縄県環境影響評価条例(以下「条例」という。)の改正では、環境影響評価法(以下「法」という。)の改正に合わせて、「風力発電所の設置及び変更の事業」を対象事業に追加することとしています。</p> <p>なお、条例の対象事業については、社会状況の変化、環境動向等を踏まえ、今後も引き続き検討していきます。</p>
2		<p>○風力発電所の追加について</p> <p>原発にかわるエネルギーを模索することは、今や世界中の人間の共通の課題であり、それにはまず十分な時間をかけた調査、研究が必要である。その答えとして風力発電をあげるのはあまりにも安易すぎる。</p>	<p>近年、地球温暖化対策の一環として風力発電施設が増加しています。当該施設は自然環境や景観の優れた地域に設置される傾向にあり、他府県においては環境影響が生じている状況もあることから、法の改正と合わせ、対象事業として追加することとしています。</p>
3		<p>○風力発電所の規模等の検討について</p> <p>風力発電所に関わる対象規模やその他重要事項に関して、どのような手続きを経て決定されるのか、パブリックコメントはどのように位置づけられるのか明示していただきたい。</p>	<p>風力発電所の対象規模については、今後定められる法の対象規模や各自治体の状況等を考慮した上で条例施行規則の改正の際に検討します。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、条例施行規則の改正に係るパブリックコメントの実施について検討します。</p>
4		<p>○風力発電所の規模要件は厳しくすべきではない。</p> <p>再生可能エネルギーの導入の促進や地球温暖化対策の推進が期待されている中で、事業者として環境影響評価の手続期間が長くなることは事業者負担や事業の不確実性がさらに増すことにつながる。</p> <p>以上のことから、風力発電所について、規模要件の規制が厳しくならないように、配慮していただきたい。</p>	<p>同上</p>
5		<p>○周囲に影響がない場所に設置して欲しい。</p> <p>周囲に騒音被害を与えることがないように住宅地から遠く離れた場所に設置して欲しい。低周波振動で身体への悪影響が出て、目眩、動機、耳鳴りなどが起こるので、環境への配慮に十分注意して欲しい。人間に影響を及ぼすことなので、動植物や生態系への影響も大きいと予想されますので時間をかけ、十分な調査を望みます。</p>	<p>事業を行う場所については、今回の条例改正で導入する予定の配慮書手続において、住民等の意見も聴いて検討されることとなります。</p> <p>また、その後の環境影響評価手続において、事業者は適切に調査、予測及び評価を行い、住民等との情報交流を通して、よりよい事業計画を作成することとなります。</p>
6		<p>○風力発電所に係る騒音等の事例を例示すべき。</p> <p>「1. 対象事業の追加の理由」として、騒音、バードストライク等を挙げているが、沖縄県内における事例の有無、あればその事例について御教示いただきたい。</p>	<p>現在のところ、沖縄県における騒音等の事例は把握しておりませんが、「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(環境省)」において、風力発電施設に係る騒音、低周波音に関する苦情等の発生状況や、動植物への影響等(バードストライク等)が示されています。本県においても風力発電施設の規模や設置数が増</p>

			加する傾向にあり、条例の対象事業とするものです。
7		○ヘリパッドを対象事業に追加すべき。 ヘリパッドを環境影響評価の対象としないのは合理的ではないので、航空機等の離発着を想定する施設は全て法ないし条例の環境影響評価の対象とするように改めること。	条例の対象事業については、社会状況の変化、環境動向等を踏まえ、今後も引き続き検討していきます。
8	2 計画段階配慮書 手続の創設（全般）	○ゼロオプションを明示すべき。 （同様の趣旨の意見を含め合計2件） ①その地域の環境特性に照らして、事業を行うべきであるか否かがまず問われるべきである。すなわち計画段階における「ゼロオプション」を明記すべきである。 ②計画段階における「ゼロオプション」を明記していただきたい。	配慮書手続における複数案の考え方等については、今後、環境省が定める基本的事項等を踏まえ、沖縄県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）で定めることとしていますが、その際、ゼロオプションの考え方についても検討します。
9		○歴史的・文化的項目を評価項目の対象とすべき。 地域の自然環境は、その歴史や文化が拠って立つ基盤であり、環境の改変は、地域の歴史・文化に直接かつ将来にわたる多大な影響を与えることから、地域の持つ歴史的・文化的項目を条例における評価項目の対象とすることが是非とも必要である。	配慮書手続に係る環境保全のために配慮すべき事項（以下、「計画段階配慮事項」という。）等については、今後、環境省が定める基本的事項等を踏まえ、技術指針で定めることとしています。 なお、現行の技術指針において「人と自然との豊かな触れあいの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素」として「歴史的・文化的環境」を定めています。
10		○社会環境や経済環境への影響も評価対象とすべき。 自然環境はもちろん社会環境や経済環境への影響も含めて評価すべきである。	今回の法改正に係る中央環境審議会答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」において「我が国でSEAを導入するに当たっては、環境面の影響のみの評価を行うこととすることが適当である。」とあることから、条例の配慮書手続においても、環境面の影響に関し、評価することとしています。 なお、社会環境や経済環境への影響については、事業計画の決定にあたり、計画策定者によって検討されるものと考えています。
11		○第三者機関を設置すべき。 第三者の立場から客観的に意見を述べる機関として専門家・有識者による委員会等を設置すべきである。	配慮書段階においては事業の熟度が低く、文献調査を基本とする予定であり、簡易な調査、予測がなされると想定されることから、配慮書手続においては、必要に応じ、専門家等から意見を聴取することを検討しています。
12		○公聴会を義務化すべき。 配慮書手続に以下を追加する。 1、公聴会を義務化する。 ・公聴会の委員は、専門家の公募と一般からの公募による。 ・県議会、関係市長村議会で説明会を実施する。 ・手続を、一般公聴会→パブリックコメント→公聴会（県及び関係市町村）を義務化する。 ・公聴会は、すべてインターネット放送で実施する。	配慮書手続においては、住民等と事業者との相互コミュニケーションが図られるような説明会の在り方を技術指針で検討します。 なお、その他の御意見に関しては、今後の参考とさせていただきます。
13		○米軍基地の運用責任を明確にすべき。 2、米軍基地に関する「配慮書」は、運用責任	配慮書手続は、事業の位置、規模等を設定する段階で行うものであることから、供用後の運用等

		を明確にし、運用内容の提示義務化をする。	については、従来の環境影響評価において明らかにされるものと考えております。
14		○配慮書は上位法の解釈に従うべき。 3、配慮書はすべて上位法の解釈に従う。	沖縄県環境影響評価条例は、その上位法である環境影響評価法に沿って策定されていることから、配慮書の考え方も同法と同様になります。
15		○配慮書の役割を明確にすべき。 「事業段階」に近い段階で、「配慮書」が作成・提出され、そのまま「方法書」段階へのアクセス手続に移行していくという事例がこれまでにある。また「特例環境配慮書」が提出された場合、配慮書自体が本来のアクセス手続の「方法書」、「準備書」、「評価書」の代用として使用される可能性も否定できない。このような懸念を骨子において明示し、「配慮書」の役割と手続と、従来のアクセス手続の役割と手続を相互関係性を保ちながら明確に分けることを明文化していただきたい。	配慮書手続を実施することで、方法書以降の手続きが免除されるような特例は検討していません。 なお、当該手続を経て事業の位置等が設定された後に、従来のアクセス手続が実施されることとなります。
16	2 計画段階配慮書 手続の創設（全般）	○電子縦覧を義務化すべき。 （同様の趣旨の意見を含め合計3件） ①配慮書も制度の趣旨からいえば、電子縦覧を義務化するべきである。 (5) ②「当該配慮書及びその要約書」に続く箇所を、「インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。」と改めていただきたい。 (9) ③「・・・選定した理由を記載した書面を作成し、」に続く箇所を、「インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。」と改めていただきたい。	配慮書や説明会の公表の方法については、条例施行規則を改正して定めることとしています。 なお、配慮書の電子縦覧についても、御意見を踏まえて導入を検討します。
17	2 計画段階配慮書 手続の創設	○複数案に市民案とノーアクション案を含めるべき。（同様の趣旨の意見を含め合計3件） (1) ①(1)の後に、次の「新設(2)」を追加し、それ以降の項を順に繰り下げる。 新設(2)「条例の対象としている個別事業が公共事業或いは公金の支出を伴う場合には、知事又は、公金を支出する県内の地方公共団体の長は、提案された個別事業の目的を同様に達成する別の政策や事業について、住民意見を求め、集約したうえで、住民投票を経て、市民案を決定し、計画策定者に提案しなければならないこととする。」を追加していただきたい。 (2) ②「条例の対象としている個別事業が公共事業或いは公金の支出を伴う場合には、個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の決定に当たっては、ノーアクション案と市民案も含めた3つ以上の複数案における計画段階配慮事項について検討しなければならないこととする。」を追加していただきたい。	①環境影響評価制度は、事業者におけるセルフコントロールの考え方を基礎としていることから、知事等が事業計画を提案することは、同制度の趣旨にそぐわないものと考えます。 なお、配慮書手続において、計画策定者は、事業計画の複数案を設定し、配慮書に対する関係行政機関や住民等からの環境保全の見地からの意見を踏まえ、選定することとしています。 ②及び③ No.8の見解と同じ。

	(9)	③条例の対象としている個別事業が公共事業或いは公金の支出を伴う場合には、複数案の中には、ノーアクション案と市民案も含めることとしていただきたい。	
18	2 計画段階配慮書 手続の創設 (2)	○複数案の設定は柔軟な制度とすべき。 発電所建設のための意志決定プロセスには、地点、燃料種、出力、発電方式等の重要な検討要素がありますが、エネルギーセキュリティ及び立地制約等からその選択肢が限定されるため、全ての条件を満たす複数のプロジェクト案は現実的には存在しない。 以上のことから、事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の1又は2以上の複数案の設定項目について、それぞれの事業の種類、特性に応じた柔軟な制度が定められるように、配慮していただきたい。	複数案の設定等、配慮書手続に係る「計画段階配慮事項」等については、今後、環境省が定める基本的事項等を踏まえ、技術指針で定めることとしています。 なお、御意見の趣旨のような状況も想定し、骨子案においては、「1又は2以上の複数案」としていただきたいと思います。
19	2 計画段階配慮書 手続の創設 (4)	○技術指針の改定の際は県民等の意見を聴取すべき。 「・・・環境大臣が定める基本的事項に沿って、」の後で、「関係行政機関及び県民等からの意見を求めた上で、」と追加していただきたい。	技術指針の改定に係る手続きについての御意見ですが、骨子案では、計画段階配慮事項や手法等を「技術指針で定める」ことについて規定しているものです。 なお、技術指針の改定に当たっては、沖縄県環境影響評価審査会の意見を聴くこととなります。
20	2 計画段階配慮書 手続の創設 (5)	○公表方法は柔軟な制度とすべき。 民間事業では、エネルギーセキュリティ及び立地制約等から建設計画公表前の事業の構想段階（意志決定プロセスの途中）における公表は実質的に不可能である。 以上のことから、配慮書の公表の時期について、それぞれの事業の種類、特性に応じた柔軟な制度が定められるように、配慮していただきたい。	配慮書の作成に係る事項については、今後、環境省が定める基本的事項等を踏まえ、技術指針で定めることとしています。
21	2 計画段階配慮書 手続の創設 (6)	○法に定めのない手続きは義務化すべきではない。(同様の趣旨の意見を含め合計3件) ①法にない新たな手続きが増えることによって、環境影響評価の手続期間が長くなることは事業者負担や事業の不確実性がさらに増すことにつながります。 以上のことから、関係地域の住民等に対する配慮書段階の説明会について、法に定められていない新たな手続きを義務付けることを避けていただきたい。	①事業の早期段階から環境配慮を検討し、住民説明会等を通して環境保全の見地からの意見を踏まえることで、事業者としても環境影響評価の充実や効率化につながるものと考えています。 なお、配慮書手続に要する期間は、3ヶ月程度を想定しています。
		(8) ②法で努力規定となっている関係行政機関及び県民等は、計画策定者に対して、直接、意見を述べることを義務化しようとしています。 以上のことから、配慮書への意見について、義務化することを避けていただきたい。	②配慮書段階においては、既存資料等の収集・整理による調査を想定していることから、計画策定者においては、関係行政機関及び県民等からの意見により、地域の環境情報等を入手することが重要と考えています。
		(9) ③改正条例の骨子案において、配慮書段階で2度目の公表という法で定められていない手続きを義務化しようとしています。また、配慮書段階で2度目の公表を義務付けられた場合、民間	③手続きの透明性を確保することによって地域住民等の理解を得るために、配慮書手続において、関係行政機関及び住民等からの意見をどのように勘案し、その結果として選定した事業計画案につ

		<p>企業として環境影響評価の手續期間が長くなることは事業者負担や事業の不確実性がさらに増すことにつながります。</p> <p>以上のことから、配慮書段階での2度目の公表について、新たに義務付けることを避けていただきたい。</p>	<p>いては、公表する必要があると考えています。</p>
22	2 計画段階配慮書 手續の創設	<p>○法に定めのない手続きの義務化について県の見解を示すべき。 (同様の趣旨の意見を含め合計3件)</p> <p>(6) ①法で定めていない配慮書段階での説明会を付加する必要があるのは、何故か。県の見解をご教示いただきたい。</p>	No.21 ①の見解と同じ。
		<p>(8) ②法で定めていない配慮書への意見の義務化を付加する必要があるのは、何故か。県の見解を御教示いただきたい。</p>	No.21 ②の見解と同じ。
		<p>(9) ③法では定めていないが配慮書段階での2度目の公表を付加する必要があるのは、何故か。県の見解を御教示いただきたい。</p>	No.21 ③の見解と同じ。
23	2 計画段階配慮書 手續の創設 (6)	<p>○説明会の周知の方法について 「・・・説明会の開催予定日は、」の後に、「新聞等を通して」を追加していただきたい。</p>	<p>配慮書や説明会の公表の方法については、条例施行規則を改正して定めることとしています。</p> <p>なお、現行の条例施行規則においても新聞等による公表の方法を定めているところですが、今後、環境省が定める基本的事項等や今回いただいた御意見を踏まえ、引き続き検討します。</p>
24	2 計画段階配慮書 手續の創設 (8)	<p>○関係市町村長意見は知事が取りまとめるべき。</p> <p>改正条例の骨子案において、市町村長の意見が直接事業者へ述べられることになっています。そのようになった場合、市町村長の意見と知事意見との不整合が生じた場合、事業者の混乱を招くことを懸念しております。</p> <p>以上のことから、方法書・準備書段階と同様に市町村長の意見については、知事が環境の保全の見地からの意見を市町村長に求められたのちに、知事はその意見を勧案する仕組みが必要であると考えております。</p>	<p>配慮書手續においては、計画策定者が関係行政機関から地域の環境情報を収集し、当該情報に基づいた環境影響の把握及び複数案の比較等を実施し、環境に配慮したよりよい事業計画を作成することを目的としていることから、知事及び市町村長は、それぞれの立場から計画策定者に対して意見を述べるのが適切と考えています。</p>
25		<p>○意見聴取手續の周知の方法について 「・・・配慮書について、」の後に「新聞等で告知した上で、」と追加していただきたい。</p>	No.23 の見解と同じ。
26	2 計画段階配慮書 手續の創設(9)	<p>○公表の方法について 計画策定者は、・・・公表しなければならないこととするについて、具体的にどのようなイメージか、御教示いただきたい。</p>	<p>複数案から選定した事業計画案について、当該事業計画案、選定の経緯、選定した理由を記載した書面を公表することを想定しています。</p>
27	2 計画段階配慮書 手續の創設(10)	<p>○複数案の再度の選定について 計画策定者は、複数案からの選定を再度行うことができるものとするについて、具体的にどのようなイメージか、御教示いただきたい。</p>	<p>配慮書手續において、計画策定者が知事、市町村長、住民等の意見を踏まえ、あるいは計画策定者の内部における状況の変化等に応じて、(複数案の設定も含めて) 複数案からの選定を再度行うことができる旨を想定しています。</p>
28	3 方法書手續、準備書手續、評価書	<p>○方法書等の写しを配布すべき。 方法書、準備書、評価書をホームページで公</p>	<p>方法書等については、電子縦覧を義務化する考えですが、方法書等の写し(紙、DVD等)の配布</p>

	<p>手続の改正（全般）</p> <p>開し、公開 1 ヶ月前にコピー、DVD など取得希望者を募集し、配布していただきたい。</p>	<p>については、事業者により判断されます。</p>
29	<p>○意見募集期間を縦覧後 6 ヶ月以内とすべき。 方法書、準備書、評価書の意見募集締切を方法書等の縦覧期間終了後 6 ヶ月以内として欲しい。</p>	<p>住民等意見の提出期間については、法と同様の期間（縦覧期間 + 2 週間）を設定することが適切と考えています。</p>
30	<p>○方法書への意見に対する事業者見解の公表を義務化すべき。 方法書への意見に対する事業者の見解を準備書作成前に公表することを義務づけるべきである。</p>	<p>方法書に対する住民や知事意見も踏まえ調査等が実施されますが、その過程において、状況に応じ調査項目や手法が適切に見直されうるものであることから、柔軟に対応する必要があります。このため、準備書作成前に事業者が個々の意見について見解を確定することは、なじまないものと考えております。</p>
31	<p>○専門家等の氏名、経歴等を公表すべき。 （同様の趣旨の意見を含め合計 2 件）</p> <p>①事業者が専門家や有識者の知見を活用する場合は、その氏名・経歴・業績などを公表すべきである。</p> <p>②環境影響評価手続の透明性を確保するためには徹底した情報公開が必要である。事業者が専門家や有識者の知見を活用する場合は、その氏名・経歴・業績等を公表すべきである。</p>	<p>環境影響評価の審査は、事業者が受けた専門家等の助言を受けて検討した結果も含めて行うこととなります。そのため、事業者が専門家等の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにするよう定めております。</p> <p>なお、当該専門家等の所属や氏名等については、環境影響評価法においても記載事項とされていません。当該情報の公表は、事業者において判断されることとなります。</p>
32	<p>○罰則や不服申立・争訟手続を規定すべき。 （同様の趣旨の意見を含め合計 3 件）</p> <p>①法及び条例の精神である合意形成を著しく阻害する行為に対する罰則規定や、環境影響評価手続に係わる不服申立・争訟手続は、国際的潮流も踏まえ、早急に確立すべきである。</p> <p>②法及び条例の精神である合意形成を著しく阻害する行為に対する罰則規定や、環境影響評価手続に係わる不服申立・争訟手続は、国際的潮流も参考にし、早急に確立すること。</p> <p>③知事に答申した審議会の意見が知事意見となった時、事業者に対し遵守させるよう罰則を設けること。</p>	<p>①及び②</p> <p>環境影響評価手続に係る不服申立・争訟手続については、平成 22 年 2 月 22 日付けの中央環境審議会からの答申「今後の環境影響評価制度の在り方について」において、国際的な状況を踏まえれば、「環境影響評価手続における訴訟手続の取扱についても検討を進める余地がある。」としていますが、「他制度との整合性等にも十分留意し、今後の課題として検討していくことが必要である。」としていることから、今後の国の動向を見極めて対応したいと思います。</p> <p>③環境影響評価制度は、事業者自らが事業の実施に伴う環境影響について、環境影響評価を実施し、情報交流を通して環境保全の観点からよりよい事業計画を作成していくことを目的とした手続法令であることや事業計画の是非は許認可権者等によって判断されるものであることなどから、同制度における知事意見は、行政手続法上、「行政指導」として位置づけられるものです。そのため、知事意見の遵守に対して罰則を規定することは困難です。</p>
33	<p>○方法書の受付を却下できる制度とすべき。 方法書は事業の計画が具体的になり、環境への影響が科学的に正確に評価できる様な条件が整った段階で提出されるべきものであり、この内容を実質的に満たしていないものは方法書等の文書の要件を満たしているとは考えられない。従って受付そのものを却下する事ができる</p>	<p>条例第 5 条において方法書への記載事項を定めており、当該事項が方法書に記載されている場合は、行政手続法上、その受付を拒否することはできません。</p> <p>一方、環境影響評価の手続きは、事業実施前のある程度、事業計画（規模、事業実施区域、その他基本的諸元等）を想定できる時期であって、そ</p>

		<p>事を明文化し、またその事について環境影響評価審査会や専門家等から意見を聴取する事ができるものとする。</p>	<p>の変更が可能な時期に開始されます。方法書において示される事業内容は、個別の事業ごとに異なるため、どの程度の事業内容が示されるべきか明示することは困難です。</p> <p>なお、調査、予測及び評価を行うために必要となる程度の事業内容が示されないと判断された場合は、その旨の意見を述べることとなります。</p>
34		<p>○手続のやり直しの義務化について (同様の趣旨の意見を含め合計2件)</p> <p>①調査、予測及び評価の手法等について、計画の変更について事業者側の自由度が高すぎる現行の制度を改め、事業の規模や位置などの要件のみならず、環境への影響が懸念される事項の変更については全て調査段階からのやり直しを義務化することにより、「後出し」によって住民からの反対意見からの抜け道となる事を防ぐ手だてを新たに講じること。</p> <p>②建設条件、例えば建設面積や機能、数量等に変更がある場合は、調査、書類作成をやり直すこと。</p>	<p>環境影響評価制度は、手続きの過程で環境の保全の観点からよい事業計画を作り上げていくことを目的としており、手続きの過程で事業内容がある程度修正されることを前提としています。</p> <p>しかしながら、後から環境保全上の問題が大きい事業案に変更することを認めることは、制度の意義を著しく損なうことになるため、このような場合について、手続きの再実施を義務づけています。</p> <p>なお、配慮書手続を設けることで事業者の早期段階からの環境配慮につながるものと考えています。</p>
35	3 方法書手続、準備書手続、評価書手続の改正(3)	<p>○方法書の縦覧場所を提供すべき。</p> <p>未だインターネット環境の整っていない場合も多いことから、公告縦覧の場所や時間を幅広く提供すべきである。現在は、役所等の開庁時間に限られ、コピーも不可のため、住民等が利用しにくい状況がある。</p>	<p>総務省の資料によると県内全ての市町村で高速インターネットサービスが提供されており、世帯普及率は約45%となっています(平成22年12月末現在)。インターネットでの公表方法を追加することにより、方法書等へのアクセスが行いやすくなると考えています。</p> <p>なお、条例施行規則において、縦覧に供する場所は「できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。」としており、役所等に限定しているものではありません。</p>
36	3 方法書手続、準備書手続、評価書手続の改正(4)	<p>○説明会の基準を設けるべき。</p> <p>説明会は、事業者の単なるアライ作りや一方的な説明に終わることのないよう、十分なコミュニケーションの場となるような基準を設けるべきである。</p>	<p>よりよい説明会の在り方等について、御意見や他府県の状況も参考にしながら、今後、検討します。</p>
37	その他	<p>○条例改正の手続きについて、意見募集をすべき。(同様の趣旨の意見を含め合計4件)</p> <p>①「条例施行規則」、「技術指針」等、条例改正に伴う諸手続きについても、住民等の意見募集の期間を設けることは必須条件である。</p> <p>②「改正条例案」についてのパブリックコメントを「改正の流れ」の中できちんと位置づけ、明記し、募集し、反映していただきたい。「条例施行規則」、「技術指針」についても住民意見募集の機会、できればパブリックコメントだけでなく、双方向のコミュニケーションの場を設けることが必要である。この「骨子案」へのパブリックコメントのみで、条例改正全体の住民意見を聴取したことにはしないいただきたい。</p>	<p>①、②及び③</p> <p>今回のパブリックコメント及び沖繩県環境審議会からの答申を勘案して、今後、改正条例案を作成することになりますが、同条例案は県議会において審議されることとなります。</p> <p>なお、今後の条例の改正に伴う諸手続きの進め方について、御意見や他府県の状況も参考にしながら検討します。</p>

	<p>③条例等の改正案についても、事業者等の意見を勘案していただきたいため、今回同様に意見募集を行っていただきたい。</p>	
	<p>④条例の改正には、まず条例が現在抱えている問題をきちんと整理・検証することが必要であり、それが今回の改正に反映されることが最優先されるべきだと考えることから、別途意見募集を行うべきである。</p>	<p>④条例の改正に当たっては、沖縄県環境審議会に諮問し、今回提出された御意見も踏まえて審議していただくことにしています。</p>
38	<p>○適用除外等の事業に米軍基地を含めるべきでない。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)</p> <p>①法第52条第3項(適用除外等)に対応した条項を条例で規定した場合、当該規定による適用除外事業に米軍基地を含めないでいただきたい。</p> <p>②法第52条第3項(適用除外等)に対応する形で、条例においても適用除外の拡大を可能にする条項が今後設置されるものと考えられる。適用除外事業に米軍基地や自衛隊基地を含めてはいけない。</p>	<p>今般の改正法において新たに設けられた第52条第3項の「適用除外等」について、現在のところ、改正条例に同様の条項を設けることは検討していませんが、今後定められる政令の規定等を見極めて判断することとしています。</p>
39	<p>○審査会の運営について</p> <p>審議会には、一般から推薦する参考人から意見を聴取し、公開審議にすること。また、傍聴者からの意見も1時間ほど時間をとって聞くこと。</p>	<p>御意見中の「審議会」が沖縄県環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)だと判断し、見解を述べさせていただきます。</p> <p>審査会は、審査のため必要があると認められる場合は、専門家や事業者、その他関係者から意見又は説明を聴くことができる規定があり、同規定に基づいて、必要に応じ、意見聴取を行っています。</p> <p>なお、審査会に対しては、審査に当たり、住民等からの意見も提供しているため、傍聴者から意見を聴取することは考えておりません。</p>
40	<p>○関連法令等との関係を明記すべき。</p> <p>骨子案では、ここ10年の間に策定・施行されてきた或いは現在策定されている関連制度への言及がない。「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「生物多様性基本法」、「生物多様性地域戦略」との関連性や整合性について明記して頂きたい。また、縦割りを超え、自然保護課など他部署との連携も含め、条例改正に当たってもらいたい。</p>	<p>関連する法令との関係については、条例において定めるものではないため、骨子案では示していませんが、平成23年7月28日に策定された「新たな計画の基本的考え方ー21世紀ビジョン基本計画(素案)ー」において、環境影響評価制度の見直し等が位置づけられています。また、生物多様性基本法第25条において、事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進が位置づけられたことも踏まえ、配慮書手続を新設することとしています。</p> <p>なお、条例改正に当たっては、自然保護課をはじめとする関係部署と連携しながら進めています。</p>
41	<p>○公聴会制度を規定すべき。</p> <p>これまでの説明会が、事業者の計画を一方向的に説明する場になっていて、住民の意見による計画の変更の余地がほとんどない様な形であることを改め、計画の初期段階から事業実施そのものの可否からゼロベースで検討できる公聴会を実施すべき事を条例に盛り込むこと。</p>	<p>No.36の見解と同じ。</p>
42	<p>○規模のみで対象事業を判断すべきではない。</p>	<p>環境影響評価制度は、その結果を許認可等の審</p>

	<p>実質的に一連の道路であるかどうかを環境影響評価の観点から科学的に判断し、単に個別の道路計画の幅員や長さのみで形式的に判断はしない形の運用とすること。また、その事を実質的に担保出来るように条例及び技術指針で必要な改正、改定を行うこと。</p>	<p>査に反映する仕組みとしていることから、許認可等の対象となる要件でもって、対象事業の種類と規模を定めています。条例の対象となるか否かについては、当該事業種と規模要件に該当するか否かから判断することになります。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、今後も適切に対応します。</p>
43	<p>○施設供用後における変更も環境影響評価の対象とすべき。</p> <p>施設の運用開始後であっても航空機などの機種の変更等、環境影響の変更が予想される場合には、その事についても環境影響評価の対象とするように改めること。</p>	<p>現行条例において、施設供用後に環境影響の変更が想定される場合は、環境影響評価を行うこととなっています。また、事業内容を修正する場合であっても、手続きの再実施が必要ない場合であっても、当該修正に係る環境影響評価を行うこととなっています。</p> <p>なお、滑走路長の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業等、運用開始後において施設等を変更する事業についても、条例に基づく環境影響評価手続の対象としています。</p>
44	<p>○火力発電所リプレースのアセス手続を簡略化すべき。(同様の趣旨の意見を含め合計2件)</p> <p>①環境省は、環境影響評価に要する期間の短縮が可能となるような手続きの合理化を行うことを目的に、平成23年3月に「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」を作成していることから、「火力発電所リプレースに係る環境影響評価手続合理化に関する技術的提案」の考え方を改正条例に反映していただきたい。</p> <p>②今回の法及び条例の改正で、配慮書手続が新設されたことにより、環境負荷が現状よりも低減するような火力発電所リプレースにおいても、全体のアセス期間は現状と変わらず、迅速化に繋がらない可能性もあります。以上のことから、環境負荷が現状よりも低減するような火力発電所のリプレースについては、計画段階配慮書手続も合理化できるようご検討いただきたい。</p>	<p>環境省が設置した技術検討委員会が、御指摘の技術的提案を行ったことは承知しています。</p> <p>当該提案を受けた環境省における法改正等の対応状況を踏まえ、今後検討します。</p>
45	<p>○パブリックコメントの資料について</p> <p>資料4「2-1 計画段階配慮書の手続き創設」の中で使用している赤色の実線枠および赤色の点線枠、資料5「条例改正後の手続きフロー案」の中で使用している実線枠および点線枠について、どのような解釈の違いがあるのか、ご教示いただきたい。</p>	<p>解釈の違いは特にありません。</p>
46	<p>○条項の追加について</p> <p>(同様の趣旨の意見を含め合計4件)</p> <p>①条例第2条第1項に規定されている「環境影響評価」の対象に「著しい環境影響を引き起こすおそれのある活動(「活動」とは、同条第2項の「対象事業」に加えて、政府の許認可又は資金拠出を必要とする活動をいう)が及ぼす影</p>	<p>①御提案は、米国家環境政策法(NEPA)と同様に、環境に影響を及ぼすおそれのある活動の全てを対象とし、それについて詳細な環境影響評価を実施するか否かの判定を行う手続きの導入についてのものと理解します。</p> <p>しかし、現行法においては、環境影響評価の対象とする行為を「土地の形状の変更、工作物の新</p>

	<p>響」を追加を提案します。</p>	<p>設等のいわば土木工事又は建設工事」として捉えていることや、現に「規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業」が対象事業として定められていることから、現状において条例に規定することは適切ではないと考えています。</p>
	<p>②条例第 2 条に次の内容の追加を提案します。 この条例において「著しい環境影響」とは、「環境基準を超えるリスク、保護された種が回復する可能性が減少することに限らず他の影響を含み、長期にわたって文化財への地域住民のアクセスを減少させたり、或いはその文化財に影響を与えうるものや、安全計画や緊急計画に新たな課題を課すもの」をいう。 この条例において「政府」とは、沖縄県における活動に拠出又は、許認可を与える国、沖縄県、地方自治体、或いは外国の関係機関の立法府及び行政府をいう。</p>	<p>②「著しい環境影響」の捉え方は、事業特性や地域特性によって異なるものであり、一概に定義づけることは困難であると考えています。 また、法において環境影響評価手続の対象を「土地の形状の変更、工作物の新設等のいわば土木工事又は建設工事」として捉えていることから、「政府」についての定義づけも必要ないものと考えています。</p>
	<p>③条例の第 3 章準備書の作成前の手続の第 1 節方法書の作成等の前に次の節、条の挿入を提案します。 第 1 節 「著しい環境影響を引き起こすおそれのある活動」に係る判定 第 5 条 第 2 条第 2 項別表に規定されていないが、第 2 条第 2 項の「対象事業」の目的に含まれる活動と同程度に陸域や海域において活動を実施しようとする者（の長、委託に係る事業にあってはその委託をしようとする者。事業者。以下同じ。）は、沖縄県環境生活部の長に書面で届け出なければならない。 ④条例の第 3 章準備書の作成前の手続の第 1 節方法書の作成等の前に次の条の挿入を提案します。 第 5 条 2 沖縄県環境生活部の長は、規則で定められた期間内で、前項によって届け出られた活動が、著しい環境影響を引き起こすおそれがあるかどうかを判定し、その結果と理由を事業者に通知しなければならない。沖縄県環境生活部の長は、当該判定のために必要な場合には事業者環境調査を求めることができる。</p>	<p>③及び④ 上記①と同じ</p>